

ご存じですか固定  
資産税・都市計画税

「家屋の滅失」

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）という（現在に、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人に課税されます。

年の途中で家屋を取り壊した場合、すみやかに法務局で滅失登記申請をしてください（後日、申請内容が市へ通知されます）。

市税の夜間・休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

**夜間** 12月17日(木) 19:30まで

**休日** 12月20日(日) 10:00~15:00

**場** 納税課（市役所1号別館2階）

**TEL** 06-6992-1852~1854

**注** 来庁時は、夜間休日出入口（正面玄関側）を利用してください。

車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日出入口（正面玄関側）の前に設置していますが、駐車台数に限りがありますので、ご協力をお願いします。



登記していない（未登記家屋）場合は、取り壊し後に連絡してください。1月1日までに取り壊した場合は翌年度から、1月2日以降に取り壊した場合には翌々年度から、固定資産税に反映されます。  
**問** 課税課・家屋係  
**TEL** 06・6992・1474

特別徴収の推進

給与に係る個人市府民税は、法令により原則事業所（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から天引きして納付（特別徴収）する義務があります。

事業所が特別徴収することは、従業員にとって自ら納付する必要がなくなることや税額の納期が増える（年4回から12回）ことにより、1回当たりの納付額が少なくなることなどの負担緩和となります。

特別徴収をしていない事業所は、徴収区分の切り替えにご協力をお願いします。不明な点は問い合わせください。

**問** 課税課・市民税係

**TEL** 06・6992・1456

口座振替  
（自動払込）の利用を

個人市府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付には、便利な口座振替（自動払込）を利用してください。

**問** 納税課

**TEL** 06・6992・1851

〓 1854

滞納徴収強化月間

市では、12月を「滞納徴収強化月間」と定め、市税滞納者に対して夜間や休日に電話による催告や訪問徴収の実施を強化します。ご理解・ご協力をお願いします。

市に連絡のないまま長期に

福祉

一人で悩まず相談を

生活に小さな不安が芽生えたら

市では、仕事、生活、金銭などで困っている人が自立できるような各種支援窓口を設置し、一人ひとりの相談状況に応じて支援を行っています。専属スタッフが分かりやすく対応しますので、まずは相談してください。

就労準備支援

決まった時間に起床するなどの生活習慣が作れていない、仕事に就く自信がないなど、働くことから遠ざかっている人を対象に、それぞれの課題に応じた段階的なプログラムを作り、就労に向けた準備を目指します。

滞納すると、差し押さえや差し押さえた物件の公売など滞納処分を行いますので、早急に連絡してください。

**問** 納税課

**TEL** 06・6992・1851

〓 1854



住居確保給付金

離職により収入が減って家賃の支払いに困ったり、住まいを失う可能性がある人は、期間限定で家賃相当額の給付と就労支援を行う住居確保給付金が申請できます。

詳しくは問い合わせください。

**問** ぐらしサポートセンター守

〇

**相談日時** 月曜日～金曜日午

前9時～午後5時30分（土・

日・祝日、年末年始を除く）

**場** 京阪本通2-1-5京阪川口

ビル4階

**TEL** 0800・200・801

1